

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年3月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚 生 年 金 保 険 関 係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601115 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600086 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月までの請求期間及び昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私は、請求期間①の国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人又は市役所の総合支所で納付した記憶がある。請求期間②の国民年金保険料も納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月頃に払い出されており、請求期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人又は市役所の総合支所で納付した記憶があると陳述しているところ、A 市の広報によれば、請求期間①当時の国民年金保険料は、市役所又は総合支所で取り扱っていたことが確認できる。

さらに、請求期間①は 12 か月と短期間である上、その後の昭和 37 年 4 月以降の国民年金保険料は、3 か月と短期間である請求期間②を除き、請求者が 60 歳になるまでの約 36 年間に渡って全て納付済みである。

請求期間②については、その前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、請求期間②の前後を通じて請求者の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の請求期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501869 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600385 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年9月から平成17年8月までの標準報酬月額については、44万円から62万円とする。

平成16年9月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月1日から平成17年9月1日まで

請求期間及びその前後の期間は、A社の海外法人に勤務していた。請求期間の標準報酬月額は、その前後の期間の標準報酬月額より大幅に低くなっているので、調査の上、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る人事記録及び同社の総務人事部担当者の陳述により、請求者は、請求期間及びその前後の期間において、同社からB社へ在籍出向していることが確認できるところ、オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、請求期間前後に比べ低額となる44万円と記録されていることが確認できる。

なお、A社の総務人事部担当者は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、国内分給与及び海外分給与を合算して62万円として届け出るべきところ、誤って海外分給与を含めず、44万円として届け出た旨陳述している。

また、A社から提出された同社が加入するC健康保険組合の「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届被保険者標準報酬改定通知書」により、請求者の平成16年9月の定期決定における標準報酬月額は62万円となっていることが確認できる。

さらに、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び同社の総務人事部担当者の陳述によると、国内分給与及び海外分給与が、賃金台帳の定額給欄に合算され記載されていることが確認できる上、当該給与に基づく請求期間に係る標準報酬月額は62万円であり、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、日本年金機構は、海外勤務者の報酬の取扱いについて、海外の事業所から支給されている給与等であっても適用事業所（国内企業）の給与規定や出向規定等に基づき、実質的に適用事業所（国内企業）から支払われていることが確認できる場合は、海外給与等も「報酬等」に算入することとなる旨回答しており、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は62万円と判断するとしている。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し誤った内容で提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年9月1日から平成17年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601171 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600087 号

第1 結論

昭和 52 年 * 月から昭和 53 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 52 年 * 月から昭和 53 年 7 月まで

私の亡くなった父は、生前、私が 20 歳となった昭和 52 年 * 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和 53 年 8 月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、A 市が作成した国民年金被保険者名簿の請求者に係る国民年金被保険者資格の取得届及び喪失届並びに第 3 号被保険者該当届の受付日が昭和 62 年 4 月 22 日となっていることから、この頃に行われたものと推認でき、請求者が 20 歳となった昭和 52 年 * 月頃に請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない上、昭和 62 年 4 月時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者の父親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601118 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600088 号

第1 結論

昭和 50 年 * 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 * 月から昭和 53 年 3 月まで

私の亡くなった母親が、生前、私が大学生だった 20 歳の頃に私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を定期的に納めてくれたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和 53 年 6 月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 53 年 6 月頃に行われたと考えられ、請求者が大学生であった 20 歳（昭和 50 年 * 月）の頃に請求者の母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を定期的に納めてくれたとする請求者の主張と符合しない上、昭和 53 年 6 月時点では、請求期間のうち、昭和 51 年 3 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、昭和 53 年 6 月時点において、請求期間のうち、昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に亡くなっている、請求期間の国民年金保険料を納付したとする具体的な陳述を得ることができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。